

令和3年度入学者選抜【前期選抜】募集要項

福島県立白河高等学校
〒961-0851 白河市南登り町54番地
電話 (0248) 24-1116

1 募集学科・募集定員及び前期選抜の募集定員

学 科	募集定員	選抜方法	前期選抜の募集定員
普通科	200名	特色選抜	募集定員の20%程度
		一般選抜	募集定員から特色選抜の合格者数を除いた数
理数科	40名	特色選抜	募集定員の20%程度
		一般選抜	募集定員から特色選抜の合格者数を除いた数

2 通学区域

普通科、理数科の各通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切である者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

- (1) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (2) 一般選抜の出願において、普通科を志願する者については、理数科を第二志望とすることはできない。
- (3) 一般選抜の出願において、理数科を志願する者については、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、普通科を第二志望とすることができる。

6 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。

- (1) 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡するとともに、404円分の切手(郵便料金84円+簡易書留料金320円の合計分)を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したもの)
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を入学願書に貼付する。ただし、志願者において消印しない。
なお、出願取消しの場合でも入学検定料は返還しない。
 - ② 特色選抜志願理由書(特色選抜出願者のみ。普通科A型用、普通科B型用、普通科C型用、理数科用の用紙を用いる。)

③令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。中学校で作成する。)ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。なお、調査書の提出期間は令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(2)上記(1)以外の者

①入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したもの)

入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を入学願書に貼付する。ただし、志願者において消印しない。なお、出願取消しの場合でも入学検定料は返還しない。

②特色選抜志願理由書(特色選抜出願者のみ。普通科A型用、普通科B型用、普通科C型用、理数科用の用紙を用いる。)

③健康診断書(令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの)

ただし、上記3(2)②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

④履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

(3)中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1)志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2)自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3)提出期間は、令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。

①郵送の場合には、2月17日(水)の消印有効とする。

②持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 出願先変更

(1)変更期間

①令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

②受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(2)手続・方法

①本校設置学科間の出願先の変更にあたっては、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。なお、出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

②他の高等学校へ出願先を変更する場合は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願の提出があった場合、本校校長は前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

③他の高等学校から本校へ出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙(特色選抜に出願する者は、特色選抜志願理由書も含む)に前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3)出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

(4)手続に際し、すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 選抜方法・選抜資料

学力検査の成績、調査書の審査結果、特色面接(特色選抜のみ)、特色検査(特色選抜普通科C型のみ)の結果及び特色選抜志願理由書(特色選抜のみ)を併せて資料とし、総合的に判定して選抜する。

学力検査は国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科を実施し、検査時間はそれぞれ50分とする。なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(1)特色選抜 普通科・理数科

①特色選抜で志願してほしい生徒

普通科	<p>A型(文化的実績等)：以下のいずれかに該当する四年制大学進学希望者で、本校入学後もその分野でその能力やリーダー性を発揮して本校の活性化に貢献する意欲のある者。</p> <p>(1)生徒会役員を経験した者。</p> <p>(2)部活動の部長を経験した者。運動部、文化部を問わない。</p> <p>(3)芸術・文化面で顕著な実績または高い能力を有する者。</p>
	<p>B型(運動部で実技試験を実施しない)：中学時代部活動等(本校にある部活動)において顕著な実績をあげた者、または同等の資質・能力を有する者。あわせて高校入学後もその運動部に入部し、学業と部活動を両立させ、部活動においてリーダー性を発揮する意欲のある者。ただしC型以外の運動部とする。</p> <p>C型(運動部で実技試験を実施する)：中学時代部活動等において顕著な実績をあげた者、または同等の資質・能力を有する者。高校入学後もその運動部に入部し、勉強と部活動で高い目標を掲げ、特に部活動では上位大会出場を目指し、その実現に向けて努力し続ける者。以下の部活動に限る。</p> <p style="text-align: center;">野球 サッカー バレーボール バasketボール 剣道</p>
理数科	<p>中学校3年間の学習の成果が極めて優秀で高い学習意欲を持ち、将来の目標が明確で、高校卒業後に難関大学への進学を希望する者</p>

②普通科 選抜資料

学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	満点
5教科とする。各教科50点満点とし、合計250点満点とする。	中学校における実績、本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。志願理由書は点数化しないが精査する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」の記載項目は40点満点として、合計175点満点とする。	個人面接を実施する。面接は点数化し、A型及びB型では75点満点、C型では25点満点とする。面接では中学校における活動及び成果獲得に向けた努力の過程、学習に向かう力や自己表現する力を評価する。	C型は実技を実施する。実技については、対象とする部活動の各種技能や身体能力をみる。点数化し、100点満点とする。	全体の満点は、A型及びB型が500点、C型については550点とする。

③理数科 選抜資料

学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	満点
5教科とする。傾斜配点を実施し、数学・英語の2教科の得点をそれぞれ1.5倍して、満点を300点とする。	本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。志願理由書は点数化しないが精査する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」の記載項目は65点満点として、合計200点満点とする。	個人面接を実施する。将来の展望及び学習に向かう力や自己表現する力等を評価する。面接は点数化し100点満点とする。	全体の満点を600点とする。

(2)一般選抜 普通科・理数科

学力検査	調査書	学力検査と調査書の比重
5教科とする。各教科50点満点とし、合計250点満点とする。	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は点数化しないが精査する。	同等とする。

11 学力検査・特色面接等の日時及び会場

(1) 学力検査の日程 令和3年3月3日(水) 午前9時～午後3時10分(午前8時20分までに集合)

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10 ~15:30(予定)

点呼・諸注意	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	諸注意
--------	----	---	----	---	---------	----	----	---	----	-----

(2) 特色面接・特色検査の日程 令和3年3月4日(木) 午前9時～ (午前8時20分までに集合)

8:20 9:00～ ~15:30(予定)

点呼・諸注意	特色面接・特色検査									
--------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 会場 本校

(4) 持参するもの

3月3日(水)(学力検査)

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規、腕時計
(ただし、格言や和歌・激励文等が印刷されている鉛筆、分度器、分度器機能を有する定規、下敷は使用できない。また、計算機能・言語表現機能を有するものや、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の通信機器類は持ち込むことができない。)

3月4日(木)(特色面接・特色検査)

受験票、上ばき、実技試験に必要な服装等(C型のみ)、昼食(面接が午後実施される者のみ)
(計算機能・言語表現機能を有するものや、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の通信機器類は持ち込むことができない。)

12 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。ただし、3月3日(水)の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

(1) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者本人が追検査の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日(金)午後4時までに本校校長に提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされるものの追検査の受験手続きについては、県教育委員会の指示に従うものとする。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付し、追検査を実施する。

(2) 追検査等の日程

令和3年3月10日(水) 午前9時～ (午前8時20分までに集合)

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00～

点呼・諸注意	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	休	特色面接・検査
--------	----	---	----	---	---------	----	----	---	----	---	---------

(受験人数によっては実施する) 令和3年3月11日(木) 午前9時～ (午前8時20分までに集合)

点呼・諸注意	特色面接・特色検査									
--------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 会場 本校

(4) 持参するもの 上記11(4)を参照すること。

13 合格者発表

(1) 令和3年3月15日(月)正午以降に本校で発表する。

(2) 合格者には、当日「受験票」を確認のうえ、「合格通知書」を交付する。

(3) 合格者発表について、電話による問い合わせには一切応じない。

14 その他

(1) 前期選抜で不合格となった者が後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(2) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

(3) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記載のとおりとする。

(4) 激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

(5) 県外等からの出願者は本校に問い合わせること。

(6) 上記以外の事項については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

* 氏名の漢字表記については、コンピュータによる処理のため、原則としてJIS第1・第2水準の文字を使用します。合格通知書、入学後の名簿等の漢字氏名は、JIS第1・第2水準の文字に置き換えて表記することがありますので、あらかじめご了承ください。